

(証券コード：6773)  
2019年1月10日

## 株 主 各 位

東京都文京区本駒込2丁目28番8号  
文京グリーンコート

# パイオニア株式会社

代表取締役 兼  
社長執行役員 森谷浩一

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、次頁および31頁のご案内に従って議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年1月25日(金曜日)午前10時30分(9時45分開場)
2. 場 所 東京都千代田区外神田3丁目12番8号 住友不動産秋葉原ビル  
ベルサール秋葉原 2階ホール  
(本臨時株主総会の会場は、昨年6月の定時株主総会の会場とは異なりますので、末尾記載のご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意下さい。)
3. 目的事項  
決議事項
  - 第1号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件
  - 第2号議案 第三者割当による募集株式の発行(D E S)の件
  - 第3号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件
  - 第4号議案 第三者割当による募集株式の発行(金銭出資)の件
  - 第5号議案 株式併合の件
  - 第6号議案 単元株式数の定め廃止に関する定款一部変更の件

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。

◎本臨時株主総会にご出席の株主様への「お土産」および総会当日の「製品展示」はございません。あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

#### 4. 書面またはインターネット等による議決権行使のご案内

(1) 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使下さい。

##### 【書面の郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2019年1月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

##### 【インターネット等による議決権の行使】

31頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、2019年1月24日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご登録下さい。

(2) 書面およびインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面およびインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等により行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

(3) インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネット等により複数回にわたって議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 5. その他本招集ご通知に関する事項

「株主総会参考書類」の内容を修正する必要がある場合は、当社ウェブサイト (<https://jpn.pioneer/ja/corp/ir/>) に掲載させていただきます。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案およびその参考事項

### 第1号議案から第6号議案の上程に至る経緯

当社は、2018年3月期の連結業績においてフリー・キャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いた額）が172億円のマイナスとなるなど、足下の資金繰りが厳しく、2019年3月期第1四半期連結財務諸表の注記に「継続企業の前提に関する注記」を記載する事態となりました。さらに2019年3月期および2020年3月期においてもフリー・キャッシュ・フローはマイナスが継続する見込みとなるなど、今後も資金繰りの悪化が続く状況にあり、大規模な資本性資金の調達を早期に実現できない場合には、当社の足下の資金繰りは困窮し、株式価値が著しく毀損する事態となり得る状況にあります。このような状況を踏まえて、当社は、安定的な事業継続・中長期的な視野に立った成長の実現可能性を維持しつつ、足下の資金繰り、キャッシュ・フローの悪化等の抜本的な解決を図るために、株式の発行により745億円規模の資本性資金の調達を早期に行うことが必要不可欠と考えました。

そこで、当社は、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社を起用し、同社を通じて、複数のスポンサー候補から提示された提案内容を慎重に検討した上で、最適なスポンサー候補として、ベアリング・プライベート・エクイティ・アジア（以下、「BPEA」）を選定しました。その後、BPEAからデュー・ディリジェンスを受けつつ、同社との間で出資に関する正式契約の具体的な内容についての協議を続けた結果、BPEA側から大要以下の最終提案を受けました。

#### (1) 第三者割当による新株式発行

当社は、第三者割当の方法により、BPEA傘下のファンドである Wolfcrest Limited（以下、「割当予定先」）に対して新株式を発行し、総額770億円の出資を受ける。

#### (2) 株式併合による当社の完全子会社化（非公開化）

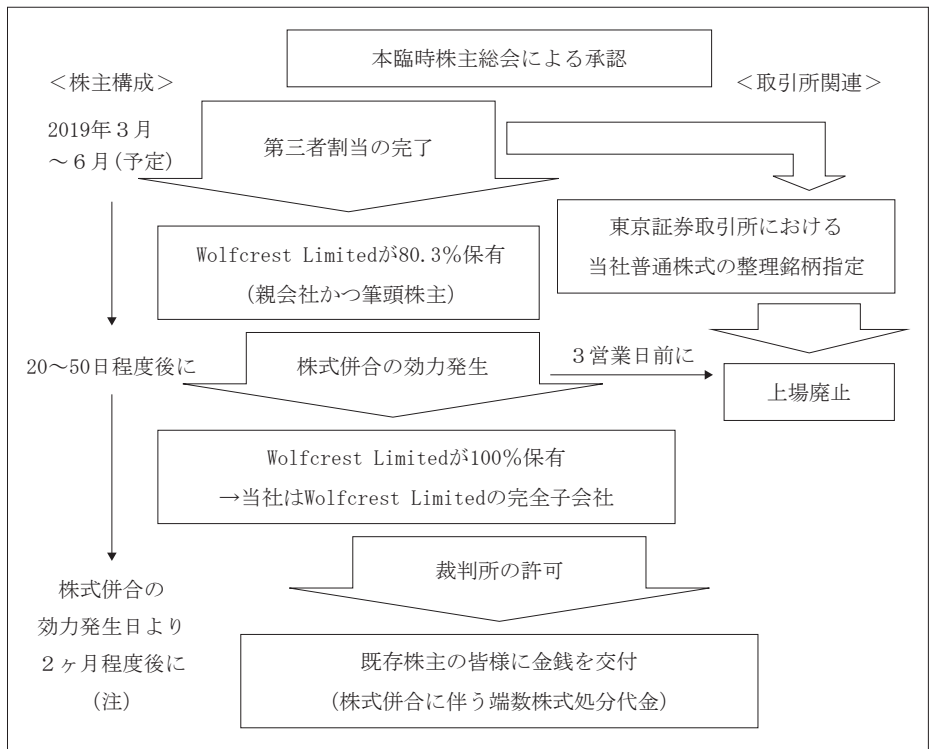
上記(1)記載の新株式の発行後、当社株式450,000,000株を1株に併合し、当社を割当予定先の完全子会社とする（この結果、当社株式は上場廃止となる。）。割当予定先以外の当社株主の皆様に対しては、株式併合の手続の一環として、上記(1)記載の新株式の払込金額に対してプレミアムを付した金額（総額 約250億円）（1株当たり66.1円）の金銭を支払う。

BPEA側の最終提案は、上記の2段階の取引を実行することで、当社に大規模な資金注入を行うことにより当社が事業運営に必要な不可欠な運転

資金を確保し、資金繰りの懸念を解消しつつ、非公開化により割当予定先と当社が一体となって、抜本的な構造改善施策を柔軟かつ機動的に実行することを可能とすることを意図した内容となっています。そのため、B P E A側の最終提案は、当社の資金面および事業面の双方の支援の観点から、当社グループの事業継続および中長期的な成長に最も資するものであり、株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けるものとして、当社の株主の皆様に対しても最善の策であるとの最終的な判断に至りました。

当社は、このたびの第三者割当による新株式発行に伴う一連のコーポレートアクションを取ることに対し、経営体制を刷新することとし、現取締役8名は、社外取締役2名と代表取締役である森谷浩一を除き、全員が辞任し、B P E Aからの取締役を新たに加えた体制とする予定です。このような現任取締役の辞任および新規取締役の選任は、当社が割当予定先の完全子会社となった後に速やかに実施する予定です。

<手続および日程の概要（イメージ図）>



(注) 端数株式処分代金の支払手続の開始は、裁判所の許可日その他手続上の理由等により、上記予定より遅れる可能性があります。

第三者割当および株式併合の詳細は、2018年12月7日付プレスリリース「第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）および定款の一部変更、株式併合および単元株式数の定め廃止ならびに親会社および主要株主である筆頭株主の異動についてのお知らせ」も併せてご参照下さい。

本臨時株主総会におきましては、第三者割当および株式併合に必要な一連の議案をご提案しております。具体的には、第三者割当を実施することを第2号議案および第4号議案としてご提案するとともに、第1号議案および第3号議案として、第三者割当の実施のために当社の発行可能株式総数を増加させることをご提案しております。また、株式併合に関し、第5号議案および第6号議案をご提案しております。

株主の皆様におかれましては、次頁以降の各議案の内容をよくお読みいただき、何卒趣旨をご理解いただき、全ての議案につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 第1号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

第2号議案に記載の本件第三者割当（DES）による新株式の発行を可能とするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲内で、定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8億株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15億株</u> とする。

## 第2号議案 第三者割当による募集株式の発行（DES）の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の要領にて第三者割当による募集株式の発行（以下、「本件第三者割当（DES）」）。以下、本件第三者割当（DES）により発行される新株式を「本新株式（DES）」を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本件第三者割当（DES）による新株式の発行については、デット・エクイティ・スワップ（以下、「DES」）の方法により行うこととします。

また、本件第三者割当（DES）および第4号議案に記載の本件第三者割当（金銭出資）（以下、総称して「本件第三者割当」）に伴い発行される新株式1,540,000,000株（議決権数15,400,000個）（以下、「本新株式」）は、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数383,340,936株（2018年9月30日現在の総議決権数3,781,611個）の401.7%（議決権における割合407.2%）に相当します。このように、本件第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」）の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、本議案および第4号議案についての株主の皆様ご意思確認を併せてお願いするものであります。なお、本件第三者割当は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、その後に割当予定先による当社の完全子会社化および当社株式の上場廃止が予定されていることから、既存株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性および客観性を確保すべく、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社の取締役である谷関政廣氏および佐藤俊一氏、監査役である錦戸景一氏および若松弘之氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役および社外監査役です。）を選定し、2018年12月7日付で、本件第三者割当には必要性および相当性が認められ、また、割当予定先が本件第三者割当およびその後の第5号議案に記載の本株式併合を経て当社を割当予定先の完全子会社とすること（以下、「本件完全子会社化取引」）は当社の既存株主にとって不利益とは認められない旨の意見を取得しております。

さらに、本件第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数15,400,000個の当社の総議決権数（2018年9月30日現在の当社の総議決権数（3,781,611個）に当該議決権数を加えた数である19,181,611個）に対する割合は約80.3%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。そのため、本議案および第4号議案は、会社法第206条の2第4項に基づき、総株主の議決権の10分の1以

上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集株式の割当てまたは会社法第205条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

## 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

### (1) 第三者割当による新株式発行の目的および理由

当社は、2018年3月期の厳しい連結業績に加え、当連結会計年度においても50億円の連結営業損失を見込んでいる中、取引銀行から借り換えの合意が得られていなかったことから、継続企業の前提に重要な疑義が存在するとして、当社の2019年3月期第1四半期連結財務諸表の注記には「継続企業の前提に関する注記」を記載する事態となりました。当社は、このような状況を解消するため、事業ポートフォリオの見直しによる事業・資産の売却、主要事業における構造改善、および成長事業へのリソース・シフトといった全社的な経営改善施策の検討を進めました。その過程において、当社に対する出資等を通じた資金提供を含む支援をいただけるスポンサーを新たに選定し、かかるスポンサーからの資金提供等により、足下の資金繰り、キャッシュ・フローの正常化、既存借入金の返済資金および今後の成長投資のための資金の確保等を実現することで、当社が抱える事業面における高コスト構造、成長事業領域の育成等の課題、および財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが、当社の安定的な事業継続にとって最善の選択肢であるとの結論に至りました。

特に、車を取り巻く技術や製品は目まぐるしく進化を続けており、当社のカーエレクトロニクス事業等を継続して運営していくためには、新しい技術や製品に対応し続ける必要があります。カーメーカー等からの受注を得るためにソフトウェア開発および生産設備の更新、新規導入等の設備投資を経常的に行っていくことで市場・顧客の要請事項を踏まえた機能と仕様を満たす商品の開発と提案が必要不可欠です。しかしながら、当社の2019年3月期および2020年3月期における投資活動によるキャッシュ・フローおよびフリー・キャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いた額）はマイナスが継続する見込みとなっており、大規模な資本注入がなければ、当社の事業継続のために必要不可欠な設備投資・開発費用を捻出することは極めて困難な状況にあります。

上記の状況を踏まえて、当社は、安定的な事業継続・中長期的な視野に立った成長の実現可能性を維持しつつ、足下の資金繰り、キャッシュ・フローの悪化等の抜本的な解決を図るために、株式の発行により



745億円規模の資本性資金の調達を早期に行うことが必要不可欠と考えました。一方で、上記の当社の置かれた厳しい財務状況を踏まえれば、当社の時価総額（2018年11月末時点で約353億円）を大きく上回る規模の多額の資本性資金の出資に、当社が希望する時間軸で応じられるスポンサーの選定は相当程度困難であると見込まれました。そのため、当社は、フィナンシャル・アドバイザーとして野村証券株式会社を起用し、同社を通じて、複数のスポンサー候補に対して、当社に対する出資等を通じた資金提供を含む支援の可能性を打診した上で、かかる複数のスポンサー候補から提示された提案内容を慎重に検討し、最適なスポンサー候補として、BPEA（以下、BPEA傘下のファンドを総称して、「BPEAファンド」）を選定し、BPEAファンドの最終提案を当社の資金面および事業面の双方の支援の観点から、当社の株主の皆様に対しても最善の策であると判断し、受け入れることといたしました。

具体的には、当社は、BPEAファンドであるWolfcrest Limited（割当予定先）に対する第三者割当の方法により、総額770億円の出資（うち250億円については、デット・エクイティ・スワップ（DES）の方法によります。）を受ける（本件第三者割当）とともに、当社株式450,000,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、総額で約250億円（1株当たり66.1円）の金銭を交付すること（第5号議案に記載の本株式併合）を通じて当社を割当予定先の完全子会社とすること（本件完全子会社化取引）となります。これにより割当予定先と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進することが、当社グループの事業継続および中長期的な成長に最も資するとともに、株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けることにつながると考えられることから、最善の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。発行諸費用の概算額24.6億円を差し引いた本件第三者割当による調達資金745.4億円は、①追加的な運転資金（経常的な設備投資、ソフトウェア開発費用等の事業上必要となる資本的支出を含む。）の調達（120億円）、②既存借入金の返済（330億円）、③早期の収益性の改善のための構造改善の実施（120億円）、④発行済の新株予約権付社債の償還（150億円）、⑤成長事業における設備投資（25.4億円）に充当する予定です。なお、本件完全子会社化取引の結果、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

以上のとおり、本件第三者割当は、当社が抱える事業面における高コスト構造、成長事業領域の育成等の課題、および財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図ることを目的として、Wolfcrest Limitedを割当予定先として行うものであります。

## (2) 発行条件等の合理性

### ① 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

#### ア. 払込金額の具体的な内容

当社は、出資の方法および内容に関しては、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、複数のスポンサー候補による当社に対するデュー・ディリジェンスの結果および当社の経営環境、財務状況、資金需要、株価の状況等を踏まえて、各スポンサー候補との間で真摯な協議を行いました。その際には、当社の置かれた厳しい財務状況に鑑み、当社が希望する時間軸での必要金額の調達を最も重要な考慮要素とする必要があり、当社の要請に最も沿った提案をした先であるBPEAファンドとの間で協議および交渉を重ねた結果、本新株式の払込金額は、50円と決定しました。

当該払込金額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」）の直前営業日である2018年12月6日の東京証券取引所における当社株式の終値（以下、「終値」）89円に対しては、43.8%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（2018年11月7日から2018年12月6日まで）の終値の平均値である93円（円未満四捨五入）に対しては46.2%のディスカウント、同直前3ヶ月間（2018年9月7日から2018年12月6日まで）の終値の平均値である105円（円未満四捨五入）に対しては52.4%のディスカウント、同直前6ヶ月間（2018年6月7日から2018年12月6日まで）の終値の平均値である125円（円未満四捨五入）に対しては60.0%のディスカウントとなります。

上記のとおり、本新株式の払込金額は、複数のスポンサー候補との間の協議の結果も踏まえて、BPEAファンドとの間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、745億円規模の資本金の調達が必要不可欠な当社の置かれた状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しています。また、下記イ.およびウ.に記載のとおり、当社が第三者算定機関から取得した株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンに照らしても、妥当な金額であると判断しています。

#### イ. 第三者算定機関からの株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンの取得

当社は、BPEAファンドとの協議および交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額および本株式併合に係る端数処理により株主の皆様へに交付することが見込まれる金銭（以下、「本株式併合交付見込金

額)を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様様の議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(以下、「赤坂国際会計」)に対して、当社株式の株式価値算定ならびに本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額が割当予定先を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)(以下、「フェアネス・オピニオン」)の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社および割当予定先の関連当事者には該当せず、本件第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていることから市場株価平均法を採用するとともに、本件第三者割当による資金調達を実施されない場合には事業継続に重要な影響を及ぼす可能性があるものの市場価格には当該影響が反映されていないと考えられること、本件第三者割当の公表に伴い公表される情報のうち算定基準日までの市場価格に反映されていない情報の重要性が高い可能性があること等を勘案し、市場株価平均法以外の2つの算定手法による算定結果についても総合的に検討したとのことです。具体的には、①市場株価平均法に加え、②類似会社比較法、③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」)の各算定手法を採用し、当社株式の株式価値の算定を行うとともに、参考情報として純資産価額法を用いて価値の算定を行い、当社は赤坂国際会計から2018年12月7日付で、株式価値算定書(以下、「本株式価値算定書」)を取得しております。

また、当社は、赤坂国際会計からフェアネス・オピニオンを取得しております。

本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

①市場株価平均法：89円から105円

②類似会社比較法：26円から55円

③DCF法：33円から71円

(参考情報)

純資産価額法：△69円から△56円(1株当たり純資産価額)

①市場株価平均法については、本株式価値算定書では、2018年12月6日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所第一部における基準日終値89円、直近1ヶ月間の終値単純平均値93円、直近3ヶ月間の終値単純平均値105円、BPEAファンドであるKamerig B.V.との

間で締結したスポンサー支援に関する基本合意書締結（2018年9月13日）以降の終値単純平均値103円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、89円から105円と算定されております。

②類似会社比較法は、一般に公開された情報である同業他社の株価および財務データを使用するため、実証的かつ客観的な価値評価が可能になる算定手法であり、市場株価平均法による算定結果を検証・補完する方法として使用することが可能と考えられています。本株式価値算定書では、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社JVCケンウッド、クラリオン株式会社およびアルパイン株式会社を選定した上で、企業価値に対する償却前営業利益の倍率（EV/EBITDA倍率）を用いて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、26円から55円と算定されています。

③DCF法は、事業継続を前提とした場合の株式価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられています。本株式価値算定書では、当社が作成した2019年3月期から2023年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2019年3月期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値を評価しております。割引率は、加重平均資本コスト（WACC）である9.4%～10.3%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-0.25%～0.25%として算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、33円から71円と算定されています。

なお、赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測は本件第三者割当および本株式併合の実施を前提としたものではありませんが、2020年3月期以降のフリー・キャッシュ・フローについては、2019年4月から2年間にわたり構造改善を実施した結果を見込んだ数値です。

（単位：億円）

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	3,500	3,682	3,932	4,145	4,263
営業利益	△50	△59	6	14	164
EBITDA	200	322	445	443	420
フリー・キャッシュ・フロー	△159	△136	76	132	120

（注）1. 営業利益につき、2020年3月期の△59億円から2021年3月期の6億円に大幅な増加を見込むのは、減価償却費の増加による減少要因があるものの、OEM事業・市販事業の成長領域であるカーソリューション・テレマティクスでの売上増加による粗利の増加、また

2020年3月期に実施する構造改善の効果を主に見込むことによります。また、2021年3月期の6億円から2022年3月期の14億円に増加を見込むのは、売上増加による粗利の増加を見込むことによるものですが、販売費用の増加も見込んでいるため8億円の増加となります。そして、2022年3月期の14億円から2023年3月期の164億円に大幅な増加を見込むのは、OEM事業での大型プロジェクトの売上高が減少に転じる見込みであることからソフト資産償却費が減少して減価償却費が減少することを主に見込むことによります。

2. EBITDAにつき、2019年3月期の200億円から2020年3月期の322億円に大幅な増加を見込むのは、営業利益については減少を見込むものの、OEM事業での大型プロジェクトでのソフト資産償却費の増加により減価償却費が増加することを主に見込むことによります。また、2020年3月期の322億円から2021年3月期の445億円に大幅な増加を見込むのは、注1記載の営業利益の増加と、OEM事業での大型プロジェクトでのソフト資産償却費の増加により減価償却費が増加することを主に見込むことによります。

もっとも、以上の財務予測は、上記の期間において、当社の資金繰りに支障が生じないとの仮定の下で作成されたものですが、仮に本件第三者割当が行われない場合には、当社の現預金残高は2020年3月期第2四半期末において100億円規模のマイナスとなり、事業継続が困難となる懸念があります。そのため、本件第三者割当が行われなければ、現実的には、上記のDCF法の算定の前提となった財務予測を実現することも困難である懸念があります。

また、純資産価額法は、事業継続を前提とした算定結果を提供するものではなく、企業の解散価値を検討する際に客観性の面で相対的に優れた算定結果を提供しうる手法であると考えられています。本株式価値算定書では、当社の2019年3月期第2四半期末時点の純資産価額78,532百万円に対して、事業を継続せずに清算処分することを前提に、無形固定資産のうち、のれん、ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定については事業継続を前提としない場合には直ちに売却することは不可能と考えられること、棚卸資産、有形固定資産および投資有価証券については、資産の早期売却等に伴い帳簿価額と処分価額が乖離することが想定されることから、帳簿価額からの一定の減額等を考慮し、時価評価損益等（なお、当社が保有するインクリメント・ピー株式会社株式売却益想定額を33,855百万円と仮定して加算されています。）を考慮した修正後純資産価額を△26,159百万円から△21,230百万円と算定し、当社株式の1株当たりの純資産価額の範囲は、△69円から△56円と算定されています。

- ウ. 本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断

本株式価値算定書において赤坂国際会計が算定した当社株式の株式価値は、上記のとおり、採用する算定手法によって相当程度乖離があり、いずれの算定手法による株式価値の範囲にも含まれるような価格

が存在しません。そのため、当社は、本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額の決定に際して、本株式価値算定書における各算定結果のいずれを中心に参照すべきかを詳細に検討しました。

①市場株価平均法については、大要、上場株式の市場価格がその期待将来収益の現在価値を表示するものであるという仮定の下、独自のリターン・リスク評価を行うのではなく市場価格を参照するという考え方にに基づき、上場株式の株式価値算定において広く用いられている算定手法であることは当社も認識しております。

しかしながら、赤坂国際会計が市場株価平均法による算定結果を検証・補完する方法として使用することが可能であるとして採用した類似会社比較法による算定結果（26円から55円）は、市場株価平均法による算定結果（89円から105円）と相当程度乖離しています。加えて、事業継続を前提とした場合の株式価値算定を行う上で適切な手法であるDCF法による算定結果（33円から71円）は、類似会社比較法による算定結果と近似する一方で、やはり市場株価平均法による算定結果とは相当程度乖離しています。当社は、このような類似会社比較法およびDCF法による各算定結果は、当社株式の株式価値算定においては、上記の市場株価平均法を採用する論理的前提である、上場株式の市場価格がその期待将来収益の現在価値を表示するという仮定が必ずしも当てはまらない可能性が高いことを示すものであると考えています。

このように、当社は、類似会社比較法およびDCF法による各算定結果で検証した結果、市場株価平均法により算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲（89円から105円）は、当社の現在の状況を当社株式の株式価値に公正に反映した結果として採用することができるかについて疑義があると懸念しており、本件第三者割当の払込金額の決定において採用すべきであるとの判断には至りませんでした。

②類似会社比較法については、一般に公開された情報である同業他社の株価および財務データを使用するため、実証的かつ客観的な価値評価が可能になる算定手法であると考えられるため、その算定結果（26円から55円）を相当程度参考にしました。

③DCF法については、事業継続を前提とした場合の株式価値算定を行う上で適切な手法であると一般に考えられており、とりわけ当社の財務状況を踏まえ、当社が作成した今後約5年間の事業計画を前提として、当社の事業の継続を前提に独自のリターン・リスク評価を行う算定手法である点で、当社の財務状態を可及的に正確に反映することが可能な適切な算定手法であると考えられます。また、本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額は、上記のとおりBPEAF

ファンドとの協議および交渉を経て決定したところ、BPEAファンドが当社への出資の検討に際して重視したのは、現在の市場株価よりも、当社の実際の財務状態および将来の事業展望であり、当社の事業計画を前提とし、当社の財務状態を可及的に正確に反映することが可能であると考えられるDCF法による算定結果（33円から71円）は、BPEAファンドとの協議および交渉において当社株式の株式価値に関する考え方を相互に突合する上で有用であると考えました。

以上のことから、本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額を決定する上では、本株式価値算定書の類似会社比較法による算定結果（26円から55円）およびDCF法による算定結果（33円から71円）を主に参照し、BPEAファンドとの間の協議および交渉の結果を踏まえ、上記のとおり、本新株式の払込金額を、本株式価値算定書の類似会社比較法による算定結果およびDCF法による算定結果の範囲内である、1株当たり50円に決定しました。かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものの、745億円規模の資本金調達が必要不可欠な状況の下で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を行い、BPEAファンドとの間で真摯な協議・交渉を経た結果として最終的に合意されたものであることに加え、本株式価値算定書の算定結果の範囲内であることから、妥当な金額であると判断しました。なお、純資産価額法については、事業を継続せずに清算処分をすると仮定した場合の価値として一定の参考にはなり得るものの、当社は事業継続を前提としているため、本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額を決定する上では参照すべきではないと考えております。

## ②発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当により割当予定先に対して割り当てる本新株式は合計で1,540,000,000株（議決権数15,400,000個）であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数383,340,936株（2018年9月30日現在の総議決権数3,781,611個）に対する割合は401.7%（議決権における割合407.2%）となります。

このように本件第三者割当により大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、①当社には多額の資金調達の必要性が認められるところ、本件第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、あくまで当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本件第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手

法と考えられること、③本新株式の払込金額についても、当社の置かれた厳しい財務状況ならびに複数のスポンサー候補との間の支援の可能性についての協議およびB P E Aファンドとの協議・交渉の結果に鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であり、本株式価値算定書で示された当社株式の株式価値の算定結果に照らしても妥当性が認められると判断できることといった事情を踏まえれば、本件第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本件第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

## 2. 本新株式（D E S）の発行概要

### (1) 募集株式の種類および数

普通株式 500,000,000株

### (2) 払込金額

1株につき50円

### (3) 払込金額の総額

25,000,000,000円

全額現物出資（D E S）の方法によります。

### (4) 出資の目的とする財産の内容および価額

Wolfcrest Limitedが当社に対して有する貸付金債権（注）

合計金25,000,000,000円

（注）割当予定先と同じくB P E A傘下のKamerig B.V.から当社に対して2018年9月18日に貸し付けられた総額25,000,000,000円の融資（以下、「本件ブリッジ・ローン」）に係る貸付金債権であり、本件第三者割当（D E S）に係る出資の実行時までKamerig B.V.から割当予定先へ譲渡される予定です。

### (5) 増加する資本金および増加する資本準備金の額

増加する資本金の額 12,500,000,000円

増加する資本準備金の額 12,500,000,000円

### (6) 払込期間

2019年3月1日（金曜日）から2019年6月30日（日曜日）まで

### (7) 募集方法

第三者割当の方法により全株式（500,000,000株）をWolfcrest Limitedに割り当てます。

### (8) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生および本件第三者割当（D E S）の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることならびに本臨時株主総会における第1号議案から第6号議案の承認ならびに第1号議案に係る定款変更の効力発生を条件としています。



### 第3号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

第4号議案に記載の本件第三者割当（金銭出資）による新株式の発行を可能とするため、定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

なお、本定款変更の効力発生は、第1号議案に係る定款変更の効力発生および本件第三者割当（D E S）に係る本新株式（D E S）500,000,000株が発行されることを条件といたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分に変更箇所）

第1号議案「発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件」による変更後の定款	追加変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30億株</u> とする。

#### 第4号議案 第三者割当による募集株式の発行（金銭出資）の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の要領にて第三者割当による募集株式の発行（以下、「本件第三者割当（金銭出資）」）。以下、本件第三者割当（金銭出資）により発行される新株式を「本新株式（金銭出資）」を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、第2号議案に記載の理由により、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、第2号議案および本議案についての株主の皆様ご意思確認を併せてお願いするものであります。

さらに、第2号議案に記載の理由により、第2号議案および本議案は、会社法第206条の2第4項に基づき、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集株式の割当てまたは会社法第205条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

#### 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

「第2号議案 第三者割当による募集株式の発行（D E S）の件  
1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由（1）第三者割当による新株式発行の目的および理由」に記載のとおりです。

#### 2. 本新株式（金銭出資）の発行概要

##### (1) 募集株式の種類および数

普通株式 1,040,000,000株

##### (2) 払込金額

1株につき50円

##### (3) 払込金額の総額

52,000,000,000円

##### (4) 増加する資本金および増加する資本準備金の額

増加する資本金の額 26,000,000,000円

増加する資本準備金の額 26,000,000,000円

##### (5) 払込期間

2019年3月1日（金曜日）から2019年6月30日（日曜日）まで

##### (6) 募集方法

第三者割当の方法により全株式（1,040,000,000株）をWolfcrest Limitedに割り当てます。

(7) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生および本件第三者割当（金銭出資）の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることならびに本臨時株主総会における第1号議案から第6号議案の承認ならびに第1号議案および第3号議案に係る定款変更の効力発生を条件としています。

## 第5号議案 株式併合の件

本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式450,000,000株を1株に併合すること（以下、「本株式併合」）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、以下のとおり効力発生日（以下、「本株式併合効力発生日」）が異なる複数の株式併合につきご承認をお願いするものでありますが、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じた条件が付されており、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、その直後に到来するいずれか一つの本株式併合効力発生日においてのみ、実際に、株式併合の効力が発生することとなります。

### 1. 株式併合を行う理由

当社は、「第2号議案 第三者割当による募集株式の発行（D E S）の件 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由（1）第三者割当による新株式発行の目的および理由」に記載のとおり、本件第三者割当を行うとともに、本件完全子会社化取引を実施することが最善の策であるとの結論に達しました。

そこで、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。

### 2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

#### (1) 併合の割合

当社株式について、450,000,000株を1株に併合いたします。

#### (2) 株式の併合がその効力を生ずる日

本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、本株式併合効力発生日を以下のとおりといたします。

- ①2019年3月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2019年3月31日といたします。
- ②2019年3月11日以降、2019年4月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2019年4月30日といたします。
- ③2019年4月11日以降、2019年5月10日までに本件第三者割当に係る

る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2019年5月31日といたします。

④2019年5月11日以降、2019年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2019年6月30日といたします。

⑤2019年6月11日以降、2019年6月30日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2019年7月31日といたします。

(3)効力発生日における発行可能株式総数  
16株

### 3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、450,000,000株を1株に併合するものです。本株式併合は、当社の株主を割当予定先のみとすることを目的として行われるものであること、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであること、ならびに下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

その他、併合の割合についての定め相当性に関する事項は以下のとおりです。

#### (1)端数処理の方法に関する事項

本株式併合により、割当予定先以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を割当予定先に売却し、または会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を当社に売却することを予定しております。

(2)端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額および当該額の相当性に関する事項

本株式併合交付見込金額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本件第三者割当における本新株式の払込金額（50円）に対して32.2%のプレミアムを付した金額である66.1円を乗じた金額に設定することを予定しております。

この金額は、本株式併合に係る取締役会決議日の直前営業日である2018年12月6日の終値89円に対しては25.7%のディスカウントとなります。しかしながら、当社の足下の資金繰りおよびフリー・キャッシュ・フローの状況の抜本的な解決のためには大規模な資金注入が必要不可欠であり、かかる規模の資金注入が実現せず、抜本的な構造改善施策を機動的に実行できない場合、当社の業績および財務状態が悪化し、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて既存株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあります。上記の金額は、そのような状況の下で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を行い、当社の足下の困窮した資金繰りを解決できる実現可能な支援策を提案した唯一のスポンサー候補であるBPEAファンドとの間の複数回にわたる交渉により、有意な引き上げを実現した上で、最終的に合意されたものであることから、当社が当社の株主の皆様に提供できる最善の条件であり、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しています。

また、当社は、BPEAファンドとの協議および交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、赤坂国際会計から本株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンを取得しております。その詳細は、第2号議案をご参照下さい。当社は、本件第三者割当における本新株式の払込金額（50円）および本株式併合交付見込金額（66.1円）につきましては、赤坂国際会計から取得した本株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンに照らし、妥当であると判断しております。なお、本株式併合交付見込金額66.1円は本新株式の払込金額に30%超のプレミアムを付すものです。

以上により、当社は、本株式併合交付見込金額については、相当であると判断しております。

(3) 当社の株主(親会社等を除く)の利益を害さないように留意した事項  
本件完全子会社化取引においては、割当予定先は本件第三者割当の払込み前の時点では当社の親会社等に該当しませんが、当社は、割当予定先が本件第三者割当を含む本件完全子会社化取引を通じて当社の株主を割当予定先のみとすることを企図していることを考慮して、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本件完全子会社化取引の公正性の担保、本件完全子会社化取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から、本件完全子会社化取引の公正性を担保するため、下記に記載の措置を講じております。

①当社における独立した第三者算定機関からの算定書およびフェアネス・オピニオンの取得

当社は、第三者機関である赤坂国際会計から、当社株式の株式価値に係る本株式価値算定書を取得しました。算定の概要については、第2号議案をご参照下さい。

さらに、当社は、赤坂国際会計からフェアネス・オピニオンを取得しております。

②当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の取得

当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社の取締役である谷関政廣氏および佐藤俊一氏、監査役である錦戸景一氏および若松弘之氏(いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役および社外監査役です。)を選定し、本件第三者割当に関する意見を諮問し、2018年12月7日付で、本件第三者割当には必要性および相当性が認められ、また、本件完全子会社化取引は当社の既存株主にとって不利益とは認められない旨の意見を取得しております。

③当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選定し、同事務所より、本件第三者割当を含む本件完全子会社化取引の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、長島・大野・常松法律事務所は、当社および割当予定先から独立しており、当社および割当予定先との間に重要な利害関係を有しません。

④当社における取締役全員の承認および監査役全員の異議がない旨の意見

本株式併合に係る取締役会においては、取締役全員が出席し、その全会一致により決議を行っております。なお、当社取締役には、本件

第三者割当を含む本件完全子会社化取引に関して特別の利害関係を有する者はありません。また、当該取締役会には、監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、当該決議に異議はない旨の意見を述べております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
会社法第298条第1項に基づき本臨時株主総会の招集の決定をした日における最終事業年度の末日である2018年3月31日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、以下のとおりです。

ア. 継続企業の前提に関する事項

当社は、前連結会計年度において、親会社株主に帰属する当期純損失71億円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローは172億円のマイナスとなりました。

さらに、当連結会計年度においても連結営業損失を見込んでいることに加え、新興国の市況低迷等の影響を受け、カーエレクトロニクス事業の売上が、主に市販事業で計画を下回る見込みとなったことから、2018年11月7日付で当連結会計年度の連結売上高の予想を従来の3,800億円から3,500億円に下方修正しています。

また、当連結会計年度中に返済期限が到来する取引銀行からの借入金については、2018年9月18日にBPEA傘下のKamerig B.V. から250億円の融資（本件ブリッジ・ローン。なお、本件ブリッジ・ローンに関する契約条件等については、下記「オ. BPEAとのブリッジ・ローン契約の締結」に記載しています。）および実施済みの個別の資産や事業の売却代金により返済済みですが、以降に予定されているKamerig B.V. より融資を受けた借入金250億円を含む、借入金の全部または一部の返済を行った場合、事業を継続することに懸念が生じる状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しています。

イ. 子会社（株式会社パイオニアFA）株式の譲渡

当社は、2018年6月1日に当社の連結子会社である株式会社パイオニアFA（以下、「パイオニアFA」）の全株式を株式会社新川（以下、「新川」）に譲渡しました。



- a. 株式譲渡先企業の名称  
株式会社新川
- b. 譲渡対象会社の概要  
名 称：株式会社パイオニアF A  
事業内容：電子部品の実装装置／組立装置／検査装置等の設計、  
製造、販売および各種製造用ソフトウェアの開発、  
販売
- c. 株式譲渡の理由  
パイオニアF Aは、スマートフォンや自動車用の電子部品の  
実装機や検査装置、生産技術のソリューションを提供していま  
す。新川グループは、半導体メーカーおよび電子部品メーカー  
向け半導体製造装置の開発・製造・販売を主たる事業とし、さら  
に、当該事業に関連する保守サービスを展開しています。当社  
は、グループ全体で事業の選択と集中を進める中、新川に対  
しパイオニアF Aの全株式を譲渡することで、新川グループ傘  
下での事業拡大、企業価値向上が図れると判断し、今回の譲渡  
に至りました。
- d. 株式譲渡日  
2018年6月1日
- e. 譲渡株式数、譲渡価額および譲渡損益

(a) 譲渡株式数	7,000株
(b) 譲渡価額	2,069百万円
(c) 譲渡益	565百万円

#### ウ. D J 機器の生産に関する事業の譲渡

当社は、2018年8月20日に、当社の連結子会社であるPioneer Technology (Malaysia) Sdn. Bhd. (以下、「MPT」)が行っているD J 機器の生産に関する事業をVTech Holdings Limitedの子会社であるVTech Communications Limited に譲渡しました。

- a. 分離先企業の名称  
VTech Communications Limited
- b. 分離した事業の内容  
D J 機器の生産
- c. 事業分離を行った主な理由  
当社グループは、Pioneer DJ株式会社よりD J 機器の生産・  
販売を受託しており、MPTにおいてD J 機器の生産を行って  
います。当社は、グループ全体で事業の選択と集中を進める中、

VTechグループに対しMPTの行っているDJ機器の生産に関する事業を譲渡することで、VTechグループ傘下での事業拡大が図れると判断し、今回の合意に至りました。

d. 事業分離日

2018年8月20日

e. 譲渡価額および譲渡損益

- |          |          |
|----------|----------|
| (a) 譲渡価額 | 2,222百万円 |
| (b) 譲渡益  | 373百万円   |

エ. 子会社（東北パイオニアEG株式会社）株式の譲渡

当社は、2018年12月1日に、当社が完全子会社を通じて保有する東北パイオニアEG株式会社（以下、「東北パイオニアEG」）の全株式を、株式会社デンソー（以下、「デンソー」）に譲渡しました。

a. 株式譲渡先企業の名称

株式会社デンソー

b. 譲渡対象会社の概要

名 称：東北パイオニアEG株式会社

事業内容：オーダーメイドの各種自動化生産設備、高精密流量計測装置の製造

c. 株式譲渡の理由

東北パイオニアEGは、1988年の設立以来、ファクトリー・オートメーション（FA）事業を担う当社の連結子会社として、自動車業界をはじめ、電気・電子機器、医療、食品、半導体、ITなど、様々な業界に向けて、顧客ニーズに応じた最良のオンリーワンFA生産システムを提供しています。

当社は、車室空間における快適、感動、安心・安全を創出する『総合インフォテインメント』のリーディングカンパニーの実現に向け、主力事業であるカーエレクトロニクスに経営資源を集中するとともに、当社グループの各事業について、それぞれの強みやカーエレクトロニクスとの親和性、収益性、成長性等を総合的に勘案し、グループ全体で事業の選択と集中を推進しています。当社は、グループ全体で事業の選択と集中を進める中、デンソーに対し東北パイオニアEGの全株式を譲渡することで、デンソー傘下でのFA事業の拡大が図れると判断し、今回の譲渡に至りました。

d. 株式譲渡日

2018年12月1日

- e. 譲渡株式数、譲渡価額および譲渡損益
  - (a) 譲渡株式数 1,001株
  - (b) 譲渡価額 10,900百万円
  - (c) 譲渡益 約3,300百万円

(注)上記(c)譲渡益の金額については決算確定前の見込額であり確定した金額ではありません。

#### オ. B P E A とのブリッジ・ローン契約の締結

当社は、Kamerig B.V. と2018年9月12日付けでブリッジ・ローン契約を締結しました（本件ブリッジ・ローン）。本件ブリッジ・ローンの主な借入条件等は以下のとおりです。

- a. 借入金額：25,000百万円
- b. 資金用途：銀行借入金の返済、および運転資金
- c. 借入実行日：2018年9月18日
- d. 返済条件：満期日一括（満期日：2019年6月30日）

(注)満期日については、Kamerig B.V. との合意により、2019年3月31日から2019年6月30日に変更されております。

- e. 担保提供資産の内容：

当社が保有する以下の資産を担保に供しています。

子会社株式：502百万円

※当社が保有するインクリメント・ピー株式会社の株式を担保に供しており、連結財務諸表上、相殺消去されている当社の帳簿価額を記載しています。

なお、連結財務諸表に含まれている同社および同社連結子会社の資産および負債の帳簿価額ならびにその主な内訳は以下のとおりです。

流動資産	2,662百万円
固定資産	7,539百万円
資産合計	10,201百万円
流動負債	2,347百万円
固定負債	190百万円
負債合計	2,537百万円

- f. 財務制限条項の内容：

当該ブリッジ・ローン契約には、当社の連結貸借対照表における純資産、および連結フリー・キャッシュ・フローの一定水準の維持などを内容とする財務制限条項が定められています。

#### カ. 競争法違反による特別損失の計上

当社の欧州連結子会社であるPioneer Europe NVは、欧州委員会からホームオーディオ製品の過去の取引に関して、EU競争法違反の疑いがあったとして調査を受けていましたが、同取引に関し、再販売価格維持行為および販売地域制限行為の違反行為が認定され、2018年7月24日に10,173千ユーロの課徴金の支払いを命じられ、2018年10月25日に同額の支払いを行いました。

上記により、2019年3月期第2四半期連結累計期間（自2018年4月1日至2018年9月30日）において競争法関連損失1,323百万円を特別損失に計上しました。

#### キ. 特許訴訟関連損失の計上

当社は、当社と欧州企業との間で締結されていた特許ライセンス契約に係る同欧州企業との争いにおいて2018年8月1日および2018年9月19日の東京高等裁判所の判断により、10百万ユーロの支払いの可能性が高まったことにより、2019年3月期第2四半期連結累計期間（自2018年4月1日至2018年9月30日）において支払金に係る利息等も合わせて特許訴訟関連損失2,021百万円を特別損失に計上しました。

#### ク. 本件第三者割当

当社は、2018年12月7日開催の取締役会において、BPEA傘下のWolfcrest Limitedを割当予定先とする払込金額の総額770億円の第三者割当による当社普通株式（本新株式）の発行（本件第三者割当）を実施することを決議しました。なお、本件第三者割当の払込期間は、2019年3月1日（金）から2019年6月30日（日）までとし、本件第三者割当による本新株式の発行に係る払込金額のうち250億円については、デット・エクイティ・スワップ（DES）の方法により行うこととします。

また、当社は、同日開催の取締役会において、本議案に記載のとおり、当社の株主をWolfcrest Limitedのみとするために、当社株式450,000,000株を1株に併合しWolfcrest Limited以外の当社株主の皆様に対し、総額で約250億円（1株当たり66.1円）の金銭を交付すること（本株式併合）等について、本臨時株主総会に付議することを決議しています。

上記の取締役会決議は、Wolfcrest Limitedが本件第三者割当およびその後の本株式併合を経て当社をWolfcrest Limitedの完全子会社とすること（本件完全子会社化取引）を企図していることならびに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

## 第6号議案 単元株式数の定めを廃止に関する定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

第5号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式の売渡し請求）および第10条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、第1号議案および第3号議案に係る各定款変更の効力発生、ならびに第5号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合効力発生日と同日に効力が発生するものとしたします。

(下線部分は変更箇所)

第3号議案「発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件」による変更後の定款	追加変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 30億株とする。  (単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式の数（以下「単元株式数」という。）は、 100株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 16株とする。  (削除)



## インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で下記の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」と「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、**2019年1月24日(木曜日)午後5時までに議案に対する賛否をご入力下さい。**

なお、同サイトのご利用に際しては、セキュリティ強化のため「仮パスワード」変更のお手続きが必要となりますのでご了承下さい。

### 【議決権行使サイト】

<https://evote.tr.mufg.jp/>

(ご注意)

- ・毎日午前2時から午前5時までは、保守・点検のため、お取扱いを休止させていただきます。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、同サイトをご利用いただけない場合がございます。詳細につきましては、下記のヘルプデスクにお問い合わせ下さい。

(2) インターネットをご利用になる際の接続料金や通信料金等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

《機関投資家の皆様へ》

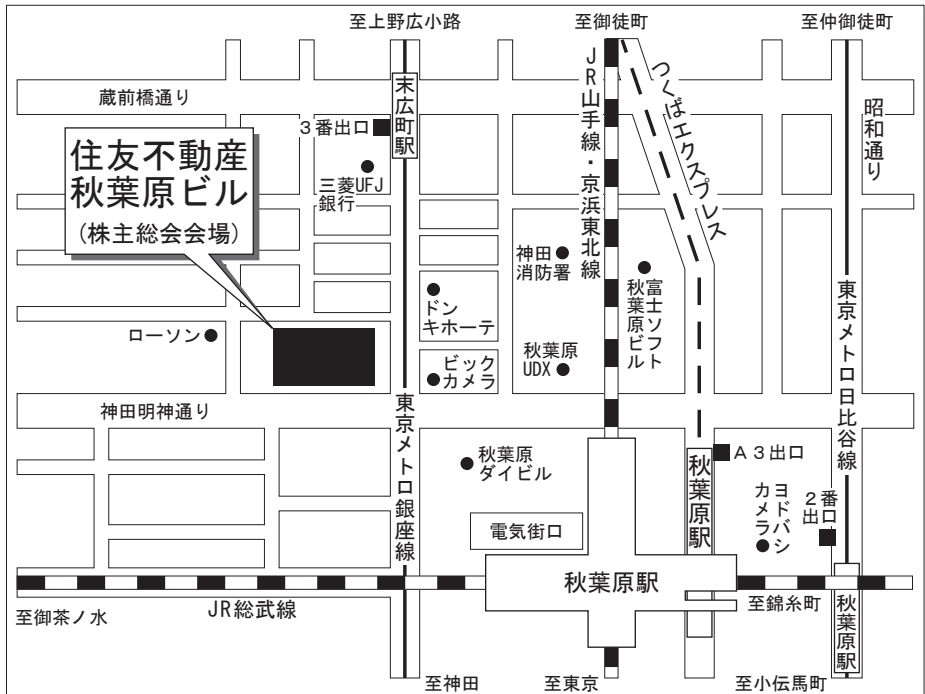
当社株主総会では、議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

# 臨時株主総会会場 ご案内図

【会場】東京都千代田区外神田3丁目12番8号 住友不動産秋葉原ビル  
ベルサール秋葉原 2階ホール

【交通】JR	秋葉原駅（電気街口）	徒歩4分
地下鉄		
東京メトロ銀座線	末広町駅（3番出口）	徒歩4分
東京メトロ日比谷線	秋葉原駅（2番出口）	徒歩7分
つくばエクスプレス	秋葉原駅（A3出口）	徒歩5分



- ◎駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。
- ◎本臨時株主総会にご出席の株主様への「お土産」および総会当日の「製品展示」はございません。あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。